

ISSUE BRIEF

日米安保条約の事前協議に関する「密約」

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 672 (2010. 3. 9.)

はじめに

I 日米安保条約及び事前協議

- 1 日米安保条約
- 2 事前協議

II 証言及び米公開公文書

- 1 ラロック証言・ライシャワー証言
- 2 米公開公文書
- 3 若泉敬氏資料

III 論点

- 1 核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過
- 2 朝鮮半島有事における戦闘作戦行動
- 3 緊急時における沖縄への核持込み

おわりに

本号では、日米安保条約の事前協議に関する「核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」、「朝鮮半島有事における戦闘作戦行動」及び「緊急時における沖縄への核持込み」についての「密約」を論じる。

核兵器搭載米艦船の寄港は事前協議の対象外であることについて日米間に了解があること、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動については事前協議が既に完了したものとして取り扱われることが予定されていたこと、緊急時における沖縄への核持込みを認める日米の合意があったことなどを示す証言や米公開公文書がある。

これらについて、日本の安全保障からみてこれまでどのように扱うべきであったか、そして今後どのように扱うべきかについて論点を提示する。

外交防衛課

まつやま けんじ
(松山 健二)

調査と情報

第672号

はじめに

平成 21 年 9 月 16 日に、岡田克也外務大臣が、藪中三十二外務事務次官に対して、次の四つの「密約」について外務省内に存在する原資料を調査し 11 月末をめどに報告するよう命令した¹。

- ① 1960 年 1 月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する「密約」
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」
- ③ 1972 年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」

その後、上記の外務大臣命令に基づき外務省内に設置された調査チームが調査報告書を作成し、11 月 24 日には当該調査報告書の内容を検証するための「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会」が設置された²。この委員会は、当初平成 22 年 1 月中旬をめどに報告書を外相に提出する予定であったが、報道によれば 3 月末を最終期限として取りまとめる見込みである³。

本稿では、上記の密約のうち、日米安保条約⁴の事前協議に関する①から③について、その経緯及び論点を論じる。具体的には、最初に日米安保条約及び事前協議を概観し、次に密約の存在をうかがわせる日米双方の関係者の証言及び米公開公文書を紹介し、最後にその論点を掲げる。なお、外務省の調査チーム設置以降、密約に関する報道が多々なされているが⁵、現段階ではその内容を確認することはできないので本稿ではそれらは扱わない。

上記の密約に関する事項については、より平易な表現として、「① 核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」、「② 朝鮮半島有事における戦闘作戦行動」及び、「③ 緊急時における沖縄への核持ち込み」を用いる。その意味するところの詳細については、本文において述べる。

なお、本稿の対象は約 50 年間に亘るものであり、また作成されてから時間がかなり経ってから明らかになった文書を取り扱うので、参考までに年表（巻末表）を掲載した。必要に応じて参照されたい。

I 日米安保条約及び事前協議

1 日米安保条約

日米安保条約の主要な柱は二つある。一つは日本領域に対する武力攻撃への共同対処

¹ 「いわゆる「密約」問題に関する調査命令について」2009.9.16.

<http://www.mofa.go.jp/ICSFiles/afildfile/2009/09/25/G0934_J.pdf>

なお、インターネット情報はすべて 2010 年 2 月 1 日現在である。

² 「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会」2009.11.24.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/11/1197566_1109.html>

³ 「核密約報告また延期」『東京新聞』2010.2.1.

⁴ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」昭和 35 年 1 月 19 日署名。6 月 19 日国会承認。6 月 23 日批准書交換・効力発生。

⁵ 例えば、「核密約文書 佐藤元首相邸に」『読売新聞』2009.12.22, 夕刊。

(第5条)であり、もう一つは日本国の安全及び極東における国際の平和・安全の維持に寄与するための米国による日本の施設・区域の使用(第6条)である⁶。日本が自国に対する武力攻撃に対処するのは当然のことなので、第5条における米国の対処と、第6条における米国による基地の使用を日本が許すことが、相互に課された義務ということになる。後者による米国の利益については、例えば、クリスチャン・A・ハーター(Christian A. Herter) 国務長官は昭和35(1960)年6月7日に上院外務委員会公聴会で、「日本にわたしたちの部隊と施設を配備するために、日本はその領域のかなりの部分を提供することでわたしたちを大いに助けている。」と述べている⁷。また、ダグラス・マッカーサー2世(Douglas MacArthur II) 駐日米大使は、ウォルター・S・ロバートソン(Walter S. Robertson) 極東担当国務次官補宛て書簡において、「横須賀と佐世保の二大艦隊施設とフィリピンの他の海軍施設がなければ、極東水域における現行戦力で第7艦隊を維持するには艦船及び人員を2.5倍要する」とのスタンプ(Stump) 大将の言葉を引用している⁸。

2 事前協議

日米安保条約第6条が規定する米国による基地の使用については、岸・ハーター交換公文⁹によって制限が課されている。米軍の「配置における重要な変更」、「装備における重要な変更」及び「戦闘作戦行動のための基地使用」は、日米間の事前協議の主題となる¹⁰。岡田外相が命令した密約の調査との関連でいえば、「①核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」及び「③緊急時における沖縄への核持込み」は「装備における重要な変更」と、「②朝鮮半島有事における戦闘作戦行動」は「戦闘作戦行動のための基地使用」と関係すると考えられる。

マッカーサー米大使のロバートソン国務次官補宛て上記書簡において、米国は北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organization: NATO)においても敵対行為の際に事前に基地を使用する権利をもたないとして、事前協議について当然のものとして評価している¹¹。確かに、このときからかなり後に締結されたものであるが、米西間の基地使用協定ではスペインにある米軍基地の使用にはいくつかの制限が課されている。1982年5月29日に

⁶ 日米安保条約第5条及び第6条は次のとおりである。

第5条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。(以下略)

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。(以下略)

⁷ Senate Committee on Foreign Relations, *Treaty of Mutual Cooperation and Security with Japan: Hearing before the Committee on Foreign Relations*, 86th Cong., 2nd sess., 1960, p.26.

⁸ *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, vol.18, *Japan: Korea*, Washington, DC: GPO, 1994, p.27.ここでいうスタンプ大将は、1953年から1958年にかけて太平洋軍司令官を務めたフェリックス・B・スタンプ(Felix B. Stump) 大将のことだと思われる。

⁹ 「条約第6条の実施に関する交換公文」

¹⁰ 岸・ハーター交換公文のうち、該当する箇所は次のとおりである。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第5条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

¹¹ *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, op.cit. (8), p.26.もっともここでマッカーサー米大使が例示しているのは、中距離弾道ミサイルを米国が英国に提供する際の覚書であり、岸・ハーター交換公文とは性質を異にするものである。

NATO 加盟国となったスペインは、米国と米西友好防衛協力協定を締結した（1982年7月2日署名、1983年5月14日効力発生）。米西友好防衛協力協定では、スペインは、米国に作戦・支援施設の使用を許可し、及びスペイン領・領海・領空を使用する権限を許可するが、これらの目的を超えるあらゆる使用はスペイン政府の事前の承認を必要とする¹²。また、米西友好防衛協力協定の第二補足協定では、作戦・支援施設の使用に関する時間・方法及び関連する権限については、両政府の緊急の協議の主題とし、両者の合意によって決定すると規定されている¹³。

米国との間で日米安保条約の改定を行った岸信介政権は、日米安保条約の批准の承認を求める国会審議において、事前協議について見解を示した。事前協議における日本の対応については、「イエスと言う場合もノーと言う場合もございます。」と述べた¹⁴。核兵器については、「核武装の問題については、岸内閣としてノーと言う」とし¹⁵、「核兵器の持ち込みを認めないということは、日本の責任ある政府が、国会を通じて内外に明らかにしておることでございます」と説明した¹⁶。核搭載艦船の寄港については、「日本の港に入っておる場合に、そういう装備 [= 核装備] をする場合には、第七艦隊といえども、これは事前協議の対象になります。」と説明した¹⁷。

また、戦闘作戦行動のための基地使用については、「戦闘作戦行動の基地としての使用の典型的なものとしては、…戦闘任務を与えられた航空部隊、あるいは空挺部隊、あるいは上陸作戦部隊等の発進基地として、日本の施設及び区域を使用する場合」であるとした¹⁸。在日米軍が国連軍として使用される場合について、「アメリカは…在日米軍が国連軍として使用される場合にも事前協議の対象になるということを確認いたしておるのでございます。」と説明した¹⁹。

岸・ハーター交換公文でいう「配置における重要な変更」については「大体、兵力の配置につきましては、一個師団程度のものは事前協議にかかるのであります。」²⁰、「装備における重要な変更」については「核兵器及び中、長距離ミサイル、…その発射基地に対す

¹² 米西友好防衛協力協定の該当条文は次のとおりである。

第2.1条 両当事国は、各自の安全保障及び十全な領土保全並びに両国の強力な防衛関係の継続が、共通の利益に資し、西欧の防衛に貢献し、武力攻撃に抵抗する個別的・集団的能力の維持・発展を助けることを再確認する。

第2.2条 このために、スペインは、米国に作戦・支援施設の使用を許可し、及びこの協定における二国間又は多国間に係る目的でスペイン領・領海・領空を使用する権限を許可する。これらの目的を超えるあらゆる使用はスペイン政府の事前の承認を必要とする。(以下略)

¹³ 米西友好防衛協力協定の第二補足協定の該当条文は次のとおりである。

第5条 いずれか一方の当事国に対する外的な脅威・攻撃の場合に、米西友好防衛協力協定第2.2条で規定される目的に従って行動するときは、作戦・支援施設を使用する時間と方法及びこの補足協定で規定する権限については、間接・直接の自衛に対するいずれか一方の当事国の固有の権利を害することなく、両政府の緊急の協議の主題とし、両者の合意によって決定するものとする。(以下略)

¹⁴ 藤山愛一郎外務大臣答弁（第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第24号 昭和35年4月27日 p.2.）

¹⁵ 藤山外相答弁（同上）

¹⁶ 岸信介内閣総理大臣答弁（第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第20号 昭和35年4月19日 p.8.）

¹⁷ 赤城宗徳防衛庁長官答弁（同上, p.13.）

¹⁸ 赤城防衛庁長官答弁（第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第17号 昭和35年4月13日 p.20.）

¹⁹ 藤山外相答弁（第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第29号 昭和35年5月6日 pp.5-6.）

²⁰ 藤山外相答弁（前掲注(18), p.16.）

る装置」と説明した²¹。

政府は、このような岸・ハーター交換公文の内容の日米間の了解事項について、「議事録その他の文書というものはございません。」とし²²、「そのゼントルマンズ・アグリーメント[＝了解事項]と申しますものがいつきめられたかと申しますのは、新安保をつくりましたときにいろいろ米側と相談いたしました際にそういう話が出たわけでございます。」と説明したが²³、「口約束がどうしてそんなに効力がありますか、…何か文書、たとえば議事録とか、あるいは往復書簡とか、あるいは交換公文とか、そういうものであれば効力がありますよ。口約束でしょう。何もないんですよ」と問われたことなどがあり²⁴、それを文書化したものを昭和43年4月25日に国会に提出した。

その文書化したものは、昭和44年3月14日に衆議院外務委員会で読み上げられた²⁵。それは次のとおりである。なお、これは、交換公文の調印の際に藤山外相とマッカーサー米大使との間に行われた了解を文書化したものなので²⁶、藤山・マッカーサー口頭了解という。

日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している。

- 一 「配置における重要な変更」の場合
陸上部隊の場合は一個師団程度、空軍の場合はこれに相当するもの、海軍の場合は一機動部隊程度の配置
- 二 「装備における重要な変更」の場合
核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設
- 三 わが国から行なわれる戦闘作戦行動（条約第5条に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設・区域の使用

II 証言及び米公開公文書

核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過は事前協議の対象であり、米国側から事前協議の申出がないので、日本に進入・通過する米艦船・航空機は核兵器を搭載していないというのが、つい最近までの日本政府の立場であった。他方、ジーン・R・ラロック（Gene R. La Rocque）退役海軍少将は核兵器搭載米艦船が日本に寄港する際に核兵器をその前に取り外すことはないこと、昭和36年4月から昭和41年8月まで駐日米大使であったエドウィン・O・ライシャワー（Edwin O. Reischauer）は、核兵器搭載米艦船の寄港は事前協議の対象外であることについて日米間に了解があることを証言した。また、後に、公開された米公文書においてライシャワー元米大使の証言を裏書きするもの²⁷や、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動については事前協議が既に完了したのものとして取り扱われることが

²¹ 藤山外相答弁（第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第33号 昭和35年5月11日 p.24.）

²² 佐藤正二外務省条約局長答弁（第58回国会衆議院内閣委員会議録第1号 昭和43年1月18日 p.20.）

²³ 佐藤外務省条約局長答弁（第58回国会衆議院予算委員会議録第8号 昭和43年2月28日 p.8.）

²⁴ 植崎弥之助衆議院議員発言（同上）

²⁵ 愛知揆一外務大臣答弁（第61回国会衆議院外務委員会議録第5号 昭和44年3月14日 p.16.）

²⁶ 同上

²⁷ ラロック証言やライシャワー証言では専ら核兵器搭載米艦船の寄港が取り上げられたが、米公開公文書では核兵器搭載米艦船のみならず核兵器搭載航空機の進入・通過も事前協議の対象外となっている。

予定されていたと米国が理解していることを示すものが明らかになった。緊急時における沖縄への核持込みについては、それを認める日米の合意が沖縄返還の交渉の際になされたことと元京都産業大学教授の若泉敬氏が自著で述べた。その詳細は次のとおりである。

1 ラロック証言・ライシャワー証言

ラロック退役海軍少将は、米連邦議会合同原子力委員会軍事利用小委員会において、昭和 49 (1974) 年 9 月 10 日に「核兵器を運搬する能力のあるあらゆる艦船は、核兵器を運搬している。それらの船が日本や他の外国の港に入るときに、核兵器を降ろすことはない。」と証言した²⁸。

ライシャワー元米大使は、昭和 56 (1981) 年 5 月 9 日のインタビューにおいて、「日本政府は、口頭でなされた合意事項のうちいくつか忘れてしまっていて、核兵器を積んだ船が日本の港に入港するようなことは全く問題がないという合意事項も忘れていたのだと思うのです。」といい、「日本政府の人たちが、政府の見解として発言し、これは許されないのだという」ので、「私は実際にこの問題に関して[大平]外相に「どうか、そういう答弁はしないでください」と申し入れました。」と述べた²⁹。

2 米公開公文書

日米安保条約の事前協議について日米間に密約があることを示唆する米公開公文書は多々あるが、最も核心に迫っているものは、「相互協力及び安全保障条約に関する討議記録 (Treaty of Mutual Cooperation and Security: Record of Discussion)」³⁰ (以下「討議記録」という。)、 「日本との相互協力及び安全保障条約における協議の取決めの解説 (Description of Consultation Arrangements under the Treaty of Mutual Cooperation and Security with Japan)」 (以下「協議の取決めの解説」という。) 及び「ライシャワー駐日米大使発国務長官宛て電文」 (以下「ライシャワー電文」という。) である。「討議記録」及び「協議の取決めの解説」は、昭和 35 (1960) 年 6 月に上院で日米安保条約の承認を求める際に作られたと考えられる議会用説明資料の中にあり、「ライシャワー電文」は昭和 38 (1963) 年 4 月 4 日に発信されたものである。「討議記録」と「協議の取決めの解説」については平成 12 (2000) 年に、「ライシャワー電文」については平成 11 (1999) 年に日本で報道された³¹。

「討議記録」には、「交換公文 [= 岸・ハーター交換公文] (案) は、次に掲げる諸点が考慮され理解された上で作成された。」(2 項) とあり、その諸点には、「[装備における重要

²⁸ Joint Committee on Atomic Energy, *Proliferation of Nuclear Weapons: Hearing before the Subcommittee on Military Applications of the Joint Committee on Atomic Energy*, 93rd Cong., 2nd sess., 1974, p.18.

²⁹ 「資料ライシャワー証言 (全文)」『エコノミスト』1981.6.9, p.24.

³⁰ 「討議記録」は、「日本及び琉球諸島における米国基地権の比較 (Comparison of U.S. Base Rights in Japan and the Ryukyu Islands)」 (以下「基地権の比較」という) の中にもあり、ほぼ同内容である。議会用説明資料の「討議記録」には 1959 年とあるが、「基地権の比較」の「討議記録」には 1959 年 6 月と記載されている。

³¹ 「日米安保密約の全容判明 核寄港は事前協議せず」『朝日新聞』2000.8.30; 「核搭載 米艦船の寄港了承 1963 年の大平・ライシャワー会談」『東京新聞』1999.8.1.これらの文書は米研究機関ナショナル・セキュリティ・アーカイブ (National Security Archive) のサイト又は同機関が提供するデジタル・ナショナル・セキュリティ・アーカイブ (Digital National Security Archive) で入手できる。

な変更」は、中・長距離ミサイルを含む核兵器の導入及びそれらの兵器の基地建設を意味すると理解される。例えば、核部品のない短距離ミサイルを含む非核兵器の導入は意味しない。」(2 a 項)という項目や、「事前協議」は、合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更を除いて、合衆国軍隊とその装備の日本への配置に関する現行の手續並びに合衆国軍用機の進入及び合衆国艦船の日本の領水・港への進入に関する現行の手續に影響を与えるものとは解されない。」(2 c 項)という項目が含まれている。そして、「協議の取決めの解説」では、「日本との協議を要しないこと」(Ⅲ項)として、「装備の内容にかかわらず、合衆国艦船・航空機による日本の港・空軍基地の通過(極秘)」(ⅢC 項)が挙げられている。これらの文書によれば、米国は、米艦船・航空機の進入・通過は核兵器搭載の有無にかかわらず事前協議の対象外と理解していたことになる。また、「ライシャワー電文」には、上記のライシャワー証言を裏付ける記述があることに加えて、「私[＝ライシャワー大使]は大平と一緒に、[日米安保条約]第 6 条に関する 1 月 19 日の交換公文[＝岸・ハーター交換公文]の英文及び日本文、1960 年 1 月 6 日の非公開討議記録の 2 A 項と 2 C 項の英文(日本文を欠く。)について精査した。」との記述がある³²。

また、「協議の取決めの解説」には、「既に完了している事前協議に関する取決め(機密)」として、「新しい条約の取決めが発効した後の第 1 回米日安全保障協議委員会において、藤山外相は日本政府の見解として、「在韓国連軍に対する攻撃によって生起する緊急事態における例外的な措置として、在韓国連軍が休戦協定に違反して行われた武力攻撃を撃退できるよう、当該武力攻撃への対応として国連の統合司令部の下で日本にいる合衆国軍隊によって戦闘作戦行動が即座にとられる必要がある場合は、そのために日本の施設・区域を使用してよい。」と述べる。」と記載されている(Ⅳ項)。

3 若泉敬氏資料

若泉敬氏は、平成 6 年に刊行した自著において、自らが日米の沖縄返還交渉において佐藤榮作内閣総理大臣の特使となったことに加えて、その際緊急時における沖縄への核持込みを認める日米の合意がなされたことを述べた。

佐藤首相とリチャード・M・ニクソン(Richard M. Nixon)大統領の昭和 44(1969)年 11 月 21 日の日米共同声明において、「日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。…1972 年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した」と沖縄返還について合意がなされたが、若泉敬氏資料によれば、その際両者の間で秘密のうちに「1969 年 11 月 21 日発表のニクソン米合衆国大統領と佐藤日本国総理大臣との間の共同声明についての合意議事録」が結ばれたという³³。

その文書には、米大統領が「日本を含む極東諸国の防衛のため米国が負っている国際的義務を効果的に遂行するために、重大な緊急事態が生じた際には、米国政府は、日本国政府と事前協議を行った上で、核兵器を沖縄に再び持ち込むこと、及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とするであろう。かかる事前協議においては、米国政府は好意的

³² 議会用説明資料にある「討議記録」の 2 項の各項目は小文字で記されているが、「ライシャワー電文」では対応すると思われる項目は大文字である。なお、「基地権の比較」の中にある「討議記録」の 2 項の各項目は大文字で記されている。

³³ 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文藝春秋、1994、pp.448-449。

回答を期待するものである。」と述べ、これに対して、日本国総理大臣が「日本国政府は、大統領が述べた前記の重大な緊急事態が生じた際における米国政府の必要を理解して、かかる事前協議が行なわれた場合には、遅滞なくそれらの必要をみたすであろう。」と応じたところ³⁴。

Ⅲ 論点

日米間に日米安保条約の事前協議の密約があったかどうか、本稿執筆時には確定的なことはいえないが、ラロック・ライシャワー証言及び米公開文書から、次のようにはいえるだろう。米国は、核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過は事前協議の対象外と理解しており、そのように運用してきた可能性が高い。また、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動について事前協議に関する手続は既に終えていたと理解している可能性がある。そうであれば、密約があろうとなかろうと、これらを米国との間でどのように扱うかが今後問われることになる。これらについては、日米安保条約の事前協議が遵守されているか、非核三原則が守られているかという観点から問題にされることが多かった。確かにこの二点は非常に重要なことではあるが、日本の安全保障という観点からも十分に検討されるべきである。次に、個々の項目に関して、日本の安全保障からみてこれまでどのように扱うべきであったか、そして今後どのように扱うべきかについて論点を提示する。

1 核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過

核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過については、米国の核戦略と、核兵器の有無について肯定も否定もしない（neither confirming nor deny: NCND）という米国の政策が深く関係する。

米国は、ドワイト・D・アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権において、280mm核砲（Atomic Cannon）を欧州に配備するなど広範囲に各種兵器の核兵器化を進めた³⁵。その後核兵器の運搬手段の射程距離の延伸に伴い、核戦略における戦略核の比重は高まり、冷戦終結後のジョージ・H・W・ブッシュ（George H. W. Bush）政権による地上発射戦術核兵器及び海軍の戦術核兵器の撤去に至る（後述）。日本の安全保障上の脅威について、そのすべてではないにしろ米国の核抑止力に依存することは、長い間に亘り日本政府から表明されてきており、例えば、昭和41年2月には、「核報復力をもって日本の安全を保障するという意味におきましては、やはりかさの中にあるということがあるいは適当かもしれません。」という答弁が国会であった³⁶。地上発射戦術核兵器及び海軍の戦術核兵器の撤去が行われたように、米国の核戦略に必要な核兵器の種類はその時々国際安全保障環境や技術力によって規定される。長射程距離と突破能力に優れる戦略核兵器が核戦略の軸であることは不変といえようが、それ以外の核兵器の役割の評価は個々の状況によって検

³⁴ 佐藤首相とニクソン大統領はこの内容の文書に署名したのであり、両者の間でこのようなやりとりが実際にあったわけではない。同上、pp.426-434, 480, 499-500.

³⁵ Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy*, 3rd ed., New York: Palgrave Macmillan, 2003, p.73; James N. Gibson, *Nuclear Weapons of the United States: An Illustrated History*, Atglen: Schiffer, 1996, pp.223-225.

³⁶ 椎名悦三郎外務大臣答弁（第51回国会衆議院予算委員会議録第18号 昭和41年2月19日 p.9.）

討されるべきである。つまり、海軍の戦術核兵器が撤去されるまでの時期に、日本の安全保障にとって核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過を受け入れることが必須であったかどうかは一概にいえることではない。

米国は、NCND 政策をとることを、昭和 33（1958 年）1 月に国家安全保障会議作戦調整委員会にて決めた³⁷。これについては、現行の米海軍作戦部長指令 5721.1F「米軍の核兵器及び核能力の情報の公開」においても記載されており、少なくとも米海軍では NCND 政策は維持されている。NCND 政策の軍事的な利益は、核兵器搭載可能な艦船・航空機のうち核兵器を搭載しない艦船・航空機が多いほど大きい。一旦武力紛争が始まれば核兵器や核兵器を搭載・配備している、又はその使用に必要な兵器・施設は優先的な攻撃目標になる。核兵器搭載可能な艦船・航空機のうち、実際に核兵器を搭載していない数が多いほど、敵国は核兵器を無力化するために余計な軍事行動を強いられることになるからである³⁸。他方、NCND 政策の政治的な利益は、米国とその同盟国との関係において生じる。核兵器が同盟国の領内にあることが明らかになれば、その国の政府が国民の反発を受け、その国に反米感情が高まる可能性があるからである。もっとも、ラロック証言にあったように核兵器搭載可能な艦船がすべて核兵器を搭載しているのが実情であれば、どちらの利益も皆無に近いといえる。なお、米国は、平成 3（1991）年 9 月に地上発射戦術核兵器及び海軍の戦術核兵器の撤去を表明し、平成 4（1992）年 7 月にその完了を発表した。したがって、現在、日本に核兵器搭載米艦船が寄港することはない。

ところで、米国の NCND 政策についていえば、当該政策と核兵器の搭載の有無を明確に求めるその同盟国との利害が衝突した例としてニュージーランドのケースが知られる。これは、昭和 60（1985）年 2 月に非核政策を掲げるロンギ政権下のニュージーランドが米駆逐艦ブキャナン（Buchanan）の寄港を拒否し、翌年 8 月に米国がニュージーランドへの安全保障の供与の停止を発表するという経緯をたどった³⁹。しかしながら、ブキャナンが核兵器を搭載していないことは十分に推定できるものであったとする見方があり⁴⁰、そうであれば、このケースは結果的には両者の立場が両立することなく進んでしまったが、米国がニュージーランドに派遣する艦船としてブキャナンを選んだのは、ニュージーランドの非核政策をある程度配慮してのことであったといえる。つまり、米国は NCND 政策を特定の国に配慮して変更することはないが、実際の艦船の運用は個々の事情に応じて異なるといえる。同盟国の主張の正当性、安全保障上の必要性、同盟国の基地等の戦略的価値などが、米国の対応に影響を与える要因と考えられる。

これまで述べてきたことは、過去の核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過についてだけでなく将来のことについても検討すべき観点といえるが、将来米国が東アジアにおける

³⁷ Hans M. Kristensen, *The Neither Confirm nor Deny Policy: Nuclear Diplomacy at Work*, February 2006, pp.6, 83. <<http://www.nukestrat.com/pubs/NCND.pdf>>; “Release of Information on Nuclear Weapons and on Nuclear Capabilities of U.S. Forces,” OPNAV INSTRUCTION 5721.1F, 3 February 2006. <<http://www.nukestrat.com/us/navy/OPNAVINST5721.pdf>>

³⁸ ヤン・ブラヴィッツ「核兵器の存在を肯定も否定もしない政策」をめぐって『軍縮問題資料』109号, 1989.12, p.46.

³⁹ シュルツ米国務長官の声明で、「アンザス（ANZUS）への参加における重要な要素を取り消すというニュージーランドの決定[NCND 政策の下に運用される艦船の寄港を拒否すること]ゆえに、米国はニュージーランドへの安全保障の供与を維持することができなくなった」と述べられた。“Secretary Shultz’s Statement, Aug. 11, 1986,” *Department of State Bulletin*, no.2115 (October 1986), p.44.

⁴⁰ Stuart McMillan, *Neither Confirm nor Deny: The Nuclear Ships Dispute between New Zealand and the United States*, New York: Praeger, 1987, pp.86-87.

核戦力を増強する可能性はあるだろうか。日本及び極東の安全保障が今直面している脅威について、それが一層大きくなる場合として考えられるのは、北朝鮮の核問題が解決しない、又はその核兵器の保有が確実になること、中国の核戦力又は通常戦力の強化などである。これらすべてについて核戦力の増強による対抗が必要となるとはいえないが、それが選択肢の一つとなるのは確かである。具体的な増強の手段として考えられるのは、戦略核兵器をより多く東アジアの目標に割り当てることと、航空機に搭載される戦術核兵器を東アジアに配備することが考えられる。日米安保条約の事前協議については、前者は関係ないが後者の場合、戦術核兵器を搭載した米航空機が日本に進入し又は日本を通過することを米国が必要とするとき、どのように評価するかが問われる⁴¹。なお、現在配備されていない核搭載トマホーク巡航ミサイル (Tomahawk land-attack cruise missile/ nuclear: TLAM/N) については、延命計画はなく近い将来退役すると考えられている⁴²。

2 朝鮮半島有事における戦闘作戦行動

朝鮮戦争は昭和 25 年 6 月 25 日に始まったが、日本政府は同年 8 月 19 日に国連軍への協力の意思を明らかにしている⁴³。また、昭和 26 (1951) 年 9 月 8 日に旧日米安保条約が締結された際に交わされた吉田・アチソン交換公文⁴⁴では、国連の行動に従事する国連加盟国の軍隊に対する日本及びその周辺における支持を日本が許しかつ容易にすると定めている⁴⁵。この交換公文は、日米安保条約が締結された際に交わされた「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」によって、国連軍地位協定が効力を有する間、引き続き効力を有すると定められた。このような経緯を踏まえると、日米安保条約の締結時に、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動について事前協議が完了済みとする手続が行われることは比較的容易に理解できる。もっとも、そのような性質のものであっても事前協議が行われている、又はその手続を不要とする合意が日米間でなされているのであれば、時期はともかく明らかにされるのが当然といえる。

朝鮮半島有事における戦闘作戦行動を今後どのように扱うかは、上記の国際約束以降になされたことを踏まえて考えるべきである。例えば、北朝鮮が国連に加盟した段階でも上記の国際約束は同様に効力を持つとみなすべきかといった論点が考えられる。他方、ここ十数年に亘る北朝鮮の核及び弾道ミサイルの開発、それに対する数々の国連安保理決議な

⁴¹ 戦略核兵器は同盟国の領土・領海を経由することなく使用できるものであり、米国が当該兵器の日本への進入・通過を求める可能性は非常に低い。特に、秘匿性が重視される弾道ミサイル搭載原子力潜水艦はそのようにいえる。

⁴² Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Nuclear Notebook: U.S. Nuclear Forces, 2009," *Bulletin of the Atomic Scientists*, March/April 2009, pp.65-66.

<<http://thebulletin.metapress.com/content/f64x2k3716wq9613/fulltext.pdf>>

⁴³ 8 月 19 日に公表した「朝鮮の動乱とわれらの立場」の中で、「朝鮮における民主主義のための戦いは、とりもなおさず日本の民主主義を守る戦いである。朝鮮の自主と独立を守るために闘っている国際連合軍に許されるかぎりの協力を行わずして、どうして日本の安全を守ることができようか。」と述べている。鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表(1)』原書房、1983、p.118.

⁴⁴ 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文」

⁴⁵ 吉田・アチソン交換公文のうち該当する箇所は次のとおりである。

一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること…を貴国政府に代つて確認されれば幸であります。

どを踏まえれば、朝鮮半島有事における戦闘作戦行動は日本の安全保障と密接な関係を持つものとなる公算が高いといえる。

3 緊急時における沖縄への核持込み

これは、「2 朝鮮半島有事における戦闘作戦行動」と同様で、そのような密約がなされていたとしても、そのときと現在の事情は大きく異なる。「1 核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」の最後に述べたような核戦力の増強が必要として、その選択肢として検討されることが今後ないとはいえないが、かつて密約があったか否かは、その際考慮されることはないと考えられる。

おわりに

本稿で取り上げた論点は、主に現在の日本の安全保障にどのような影響があるかという観点からのものである。この他に、外交史的な観点、公文書の情報公開のあり方なども論点になると考えられる。これらの論点に対して、外務省内に設置された調査チームによる調査報告書及び有識者委員会による内容検証に基づき、現政権が何らかの方向性を示すことが予測される。いずれの論点も日本の安全保障に重要な影響を及ぼすテーマであるので、今後も引き続き議論されるべきものであるといえる。

巻末表 事前協議に関する密約関連年表

昭和 35 (1960) 年 1 月	日米安保条約／岸・ハーター交換公文署名。6 月発効
昭和 43 (1968) 年 4 月	藤山・マッカーサー口頭了解を文書化したものを国会提出
昭和 44 (1969) 年 11 月	日米共同声明（沖縄返還について合意）
昭和 46 (1971) 年 6 月	沖縄返還協定署名。昭和 47 (1972) 年 5 月発効
昭和 49 (1974) 年 9 月	ラロック証言
昭和 56 (1981) 年 5 月	ライシャワー証言
平成 3 (1991) 年 9 月	ブッシュ米大統領が地上発射戦術核兵器及び海軍の戦術核兵器の撤去を表明
平成 4 (1992) 年 7 月	ブッシュ米大統領が上記撤去の終了を発表
平成 6 (1994) 年 5 月	若泉敬氏が自著で昭和 44 (1969) 年日米共同声明の合意議事録を公開
平成 11 (1999) 年 8 月	「ライシャワー電文」が報道される
平成 12 (2000) 年 8 月	「討議記録」及び「協議の取決めの解説」が報道される
平成 21 (2009) 年 6 月	外務次官経験者が核持込みに関する密約が存在すると証言したと報道される
平成 21 (2009) 年 9 月	岡田外相が密約調査を命令

(出典) 筆者作成

【参考文献】

等雄一郎「非核三原則の今日的論点－「核の傘」・核不拡散条約・核武装論－」『レファレンス』679号, 2007.8, pp.41-60.